

アスベスト建材の例

除去工事費助成の対象



吹付けアスベスト



石綿含有吹付けロックウール



吹付けバーミキュライト



吹付けパーライト



吹付け塗材

【写真の出展】

国交省「目で見るアスベスト建材」

日本建築仕上材工業会「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」

※国の社会資本整備総合交付金の要綱改正に伴い、品川区アスベスト除去等助成要綱も改正されますので、ご注意ください。

平成 25 年 4 月 作成
令和 7 年 4 月 改訂

品川区 都市環境部 環境課 指導調査係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

電話（直通）： 03 - 5742 - 6751

F a x ： 03 - 5742 - 6853

ホームページ： <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



アスベスト対策 助成等事業のご案内



この事業は、品川区内の建築物等におけるアスベスト（石綿）分析調査や除去工事に対して助成等を行うことで、アスベスト対策を促進し、区民の不安や健康被害の防止を目的とする事業です。

① アスベスト分析調査費 → P 2、3、7 （先着順 6 件）

助成額：分析調査費用の全額（上限 5 万円/棟）

② アスベスト除去工事費 → P 4、5、7 （先着順 2 件）

助成額：除去工事費用の 2/3（上限戸建 50 万円、共同住宅等 100 万円/棟）

※②の助成は事前申請です。

助成を検討される場合は、必ず事前に環境課にご相談ください。

●石綿等使用状況調査 → P 6 （先着順 2 件）

※ このパンフレットは品川区内向けに作成したものです。

① アスベスト分析調査費

1. 助成対象

建築物等における石綿等の使用について、事前調査（目視、設計図書等による調査）を行った結果、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合に行う、専門検査機関による分析調査の費用。

2. 助成金額

アスベスト含有分析調査費の全額相当

★上限 5 万円/棟

※申請書類の作成に要する費用は、助成対象外です。千円未満の端数は切り捨てます。

3. 助成対象者・助成対象建築物等

●助成対象者

- (1) 対象建築物を所有する個人及び中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律 第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するもの）（管理組合の設立されている建築物の所有者を除く）
- (2) 管理組合の代表者
- (3) その他区長が必要と認める者

●助成対象建築物

品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物の他、工作物に該当する立体駐車場とする。

※過去にアスベスト対策助成事業で助成を受けた建物は対象外とする。

4. 申請様式

品川区役所環境課窓口で配布いたします。また、品川区ホームページからもダウンロードすることができます。

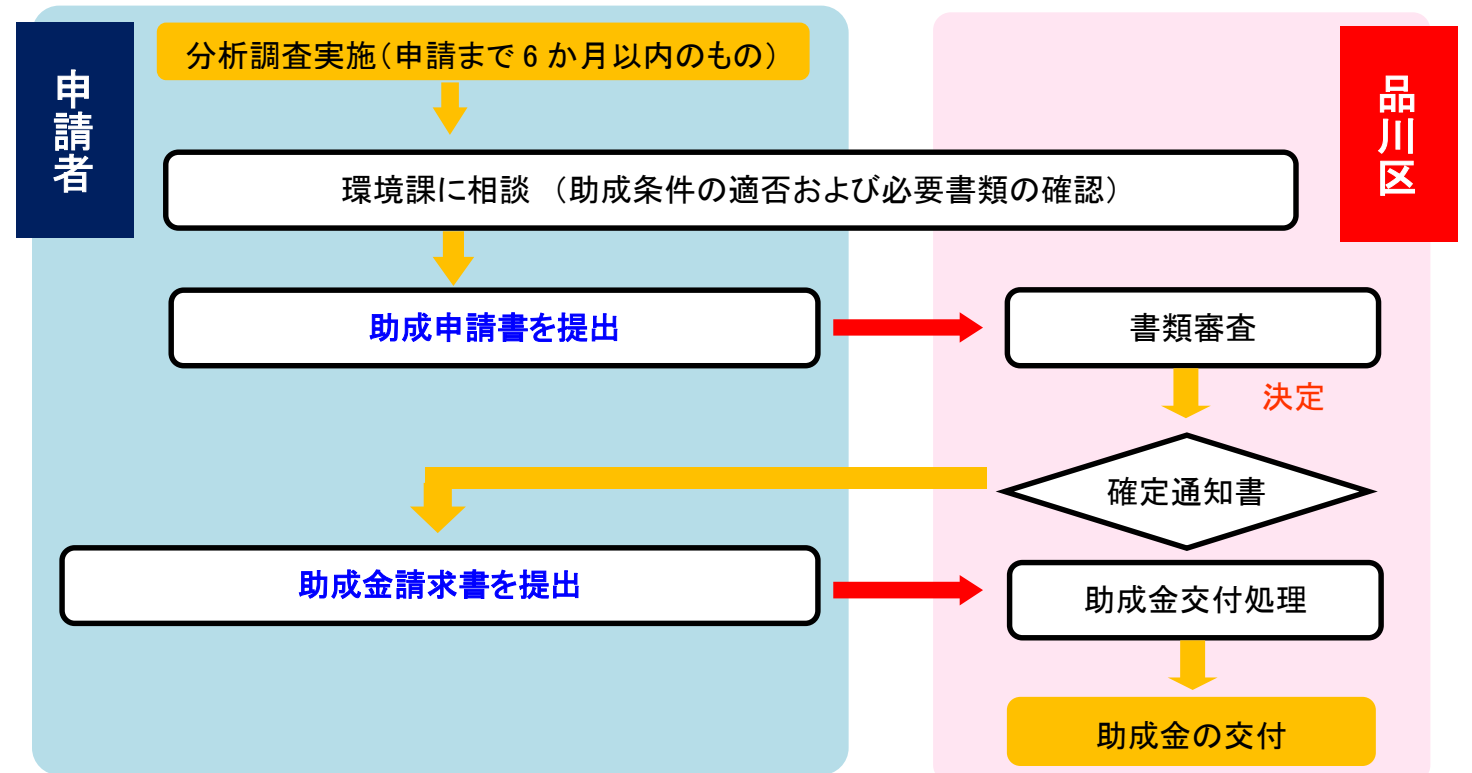
※申請は事後申請です。（アスベスト分析調査実施後 6 か月以内のもの）

※申請期間は毎年度 3 月 25 日（土日祝日の場合はその直後の平日）までです。

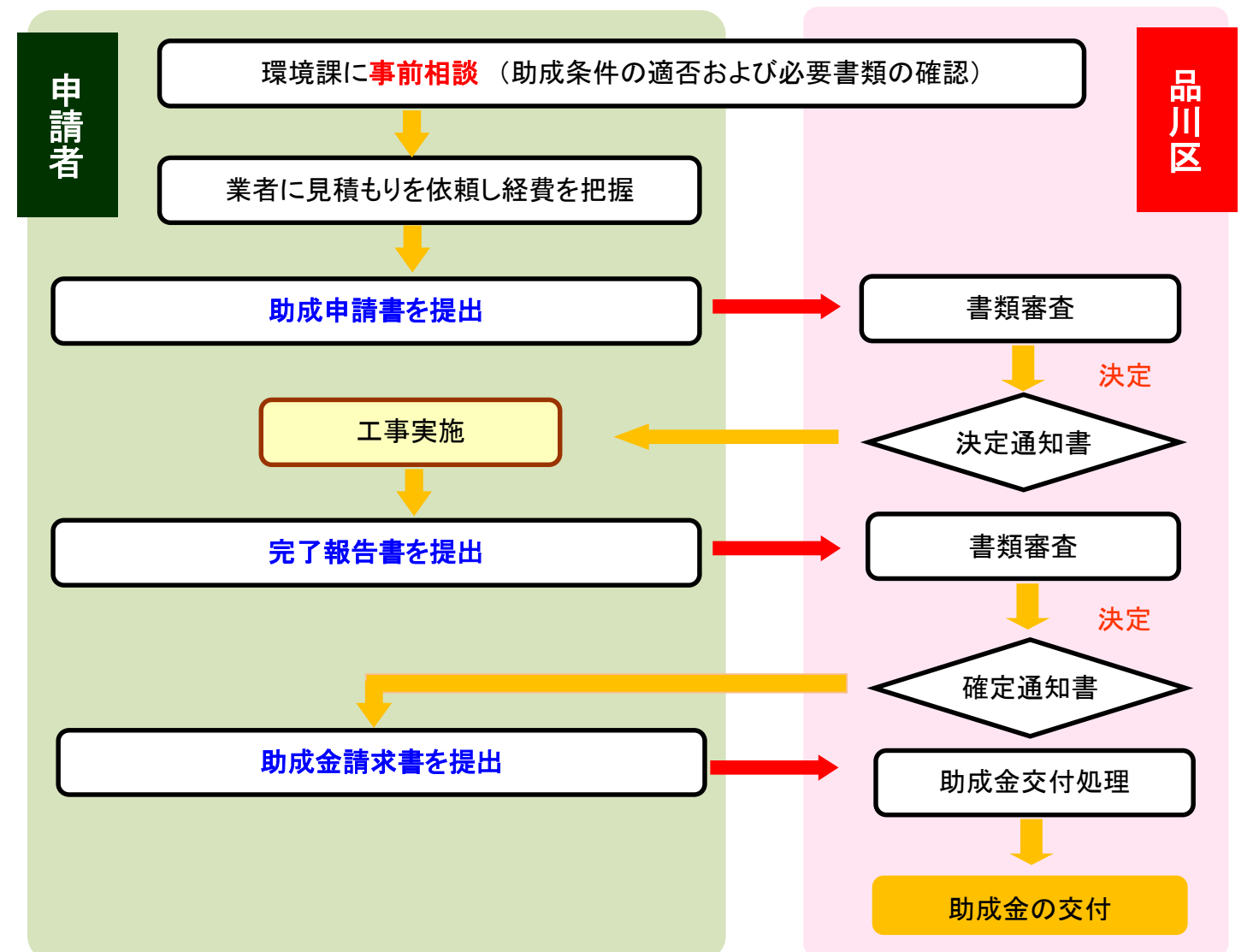
5. 申請書の提出

分析調査後、6 か月以内に品川区アスベスト分析調査助成申請書に右記の書類添付のうえ 2 部（正本・副本）作成し、ご提出ください。

①分析調査費助成手続き



②除去工事費助成手続き



② アスベスト除去工事費

1. 助成対象

吹付けアスベスト／石綿含有吹付けロックウール（アスベスト含有率 0.1%超のもの）

※アスベスト含有成形板など、吹付け材でないものは助成の対象となりません。

2. 助成金額

除去工事費の 2/3 相当 ★上限戸建て 50 万円、共同住宅等 100 万円/棟

※申請書類の作成に要する費用は、助成対象外です。千円未満の端数は切り捨てます。

3. 助成対象者・助成対象建築物等

●助成対象者

P 2 記載の①アスベスト分析調査費の対象者と同一

●助成対象建築物

P 2 記載の①アスベスト分析調査費の対象建築物と同一

※過去にアスベスト対策助成事業で助成を受けた建物は対象外とする。

・建築物石綿含有建材調査者の関与が助成の要件です。

建築物石綿含有建材調査者は、元請け・下請け・分析機関のうちいずれかに所属し、調査者が責任者として責任をもって調査、除去等を行うこと。石綿含有建材調査者がアスベスト除去等作業計画の策定等を行い、その計画に基づいて安全に除去等を実施すること。

4. 申請様式

品川区役所環境課窓口で配布いたします。また、品川区ホームページからもダウンロードすることができます。

※申請は事前申請です。除去工事後の申請はできませんのでご注意ください。

※申請期間は毎年度 12 月 10 日（土日祝日の場合はその直後の平日）までです。

（ただし完了報告書を 2 月 13 日までに提出できることを条件とします。）

5. 申請書の提出

品川区アスベスト除去等助成申請書に右記の書類添付のうえ 2 部（正本・副本）作成し、ご提出ください。

6. 助成の決定

申請書を提出した後、区の審査を経て、品川区アスベスト除去等助成金交付決定通知書が送付されます。助成決定後、除去工事を行います。

② アスベスト除去工事費

7. 完了報告書の提出

工事完了後、速やかに下記の書類を 2 部（正本・副本）ご提出ください。

品川区アスベスト除去等完了届出書／支払い内訳書／一部または全額の領収証

※その他、状況に応じ提出書類が異なります。環境課よりご案内いたします。

8. 交付額の確定

完了届出書を提出した後、区の審査を経て、品川区アスベスト除去等助成金確定通知書が送付されます。

9. 助成金の請求・支払い

交付額確定の通知を受けた後、品川区アスベスト除去等助成金請求書に振込先口座の情報を記載の上、環境課にご提出ください。

受付後、約 1 か月後に指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

※偽りその他不正な手段により交付決定を受け助成金を交付されたときは、決定を取り消し、返還を命じる場合があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 申請に必要な書類 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

下記の書類を 2 部（正本・副本）ご提出ください。

- ☐ 建築物の位置図（1/25,000 以上）区域を赤色で表示すること
- ☐ 区域図（1/2,500 以上）区域を赤色で表示すること
- ☐ 建築確認通知書の写し（建築台帳記載事項等）
- ☐ 建築物の配置図
- ☐ 平面図（アスベスト等施工場所を表示）
- ☐ 現況写真（建築物外観及び吹付けアスベスト等施工場所）
- ☐ 個人および中小企業者が所有する建物の所有権を証する書面（建物の登記事項証明書等）
- ☐ 共同住宅の場合は決議を証する書面
- ☐ 個人および中小企業者が所有する建築物等が共有に属する場合は、共有者全員の同意書
- ☐ 複数の会社からの見積もり書類
- ☐ 建築物等の所有者が個人の場合は、住民票（世帯全員分）および前年度の個人住民税の納税証明書または非課税証明書（世帯全員分）（コピー可）
- ☐ 建築物等の所有者が中小企業者の場合は、中小企業基本法に規定する事業者であることを証する会社法人の登記事項証明書等及び前年度の法人住民税の納税証明書または非課税証明書（コピー可）
- ☐ 分析結果報告書等の吹付けアスベストが確認できるもの
- ☐ すでに関与した建築物石綿含有建材調査者の講習修了証の写しまたは関与する予定の建築物石綿含有建材調査者および事業者が確認できるもの

※書類のコピーを提出する場合は、窓口で原本を確認します。

石綿等使用状況調査

石綿等の使用状況について、**無料**で調査を実施します。

下記のような方におすすめです

- ・ご利用中の建物のアスベスト調査をどのようにしたらよいかわからない
- ・アスベストがあるかどうかかわからないため、不安

1. 調査内容

区の委託業者が目視による石綿等使用状況調査を実施し、石綿の正しい取り扱いについてアドバイスします（現地調査には必ず立ち合いが必要です）。

※壁の裏など見えない部分は対象外、どのような建物であっても延床面積 300 ㎡までを調査対象範囲とします。解体・改修時には見えない部分も含めた再調査が必要です。

2. 対象者

- (1)対象建築物の所有者等（区分所有者含む）
- (2)管理組合の代表者
- (3)申請建築物等の賃借人（所有者の同意を得た者）
- (4)その他区長が必要と認める者

3. 対象建築物

住宅・事務所・作業所・店舗・駐車場等

4. 申請方法

申請書は品川区役所環境課窓口で配布いたします。品川区ホームページからもダウンロードすることができます。また、下記(1)～(6)から必要なものを添付して申請してください。

- (1)区域図（1／2,500 以上）
- (2)平面図（必要に応じて立面図、矩計図他図面）
- (3)現況写真
- (4)建築物等の所有権を証する書面
- (5)区分所有の共同住宅の場合は、区分所有権を証する書面
- (6)申請者が申請建築物等の賃借人等である場合には、調査の実施について所有者等の同意を得たことを示す書面

6. 助成の決定

申請書を提出した後、区の審査を経て、品川区アスベスト分析調査助成金交付確定通知書が送付されます。

7. 助成金の請求・支払い

交付額確定の通知を受けた後、品川区アスベスト分析調査助成金請求書に振込先口座の情報を記載の上、環境課にご提出ください。

受付後、約 1 か月後に指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

※偽りその他不正な手段により交付決定を受け、助成金を交付されたときは、決定を取り消し、返還を命じる場合があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 申請に必要な書類 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

下記の書類を **2 部（正本・副本）** ご提出ください。

- ☐ 建築物等の位置と周辺の様子ができる区域図（1/2, 500 以上）区域を赤色で表示すること
- ☐ 建築確認通知書の写し（建築台帳記載事項等）
- ☐ 平面図（アスベスト分析調査施工場所を表示）
- ☐ 現況写真（建築物外観及び吹付けアスベスト等施工場所）
- ☐ 個人および中小企業者が所有する建物の所有権を証する書面（建物の登記事項証明書等）
- ☐ 共同住宅の場合は決議を証する書面
- ☐ 個人および中小企業者が所有する建築物等の分析調査を行う部分が共有に属する場合は、共有者全員の同意書
- ☐ 建築物等の所有者が個人の場合は、住民票（世帯全員分）および前年度の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書（世帯全員分）（コピー可）
- ☐ 建築物等の所有者が中小企業の事業者の場合は、中小企業基本法に規定する事業者であることを証する会社法人の登記事項証明書等及び前年度の法人住民税の納税証明書又は非課税証明書（コピー可）
- ☐ アスベスト分析調査に要した経費の請求書、支払内訳書および領収書（領収日が 6 ヶ月以内のもの）のコピー
- ☐ 調査機関が発行したアスベスト含有の分析調査結果報告書等（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条 2 項に基づく石綿結果報告書またはこれと同等の情報が掲載された資料）および作業状況のわかる写真

※書類のコピーを提出する場合は、窓口で原本を確認します。